

令和7（2025）年度決算に基づく「財政健全化法」に係る4指標等の状況

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
門真市	—	—	5.7	48.3
早期健全化 基準	11.78	16.78	25.0	350.0
財政再生 基準	20.00	30.00	35.0	

	資金不足比率	
	水道事業	公共下水道事業
門真市	—	—
経営健全化 基準	20.0	20.0

平成19（2007）年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「財政健全化法」）が公布され、平成20（2008）年4月から一部施行（公表の義務化）となり、平成19（2007）年度決算より、地方公共団体の財政の健全性に関する4つの指標等の公表制度が設けられました。また、平成20（2008）年度決算より、「早期健全化団体」、「財政再生団体」もしくは「経営健全化団体」に該当すると、「早期健全化計画」、「財政再生計画」もしくは「経営健全化計画」の策定が義務付けられ、行財政上の措置を講ずることとなっています。

1. 財政健全化4指標

1) 実質赤字比率

一般会計等(本市の場合、一般会計、都市開発資金特別会計が対象)の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

(単位：％)

R7 (2025)	R6 (2024)	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
—	—	11.78	20.00	早期健全化基準は 標準財政規模により 11.25%～15%

(単位:千円)

	実質収支額 R7 (2025)	実質収支額 R6 (2024)
一般会計	247,243	21,445
都市開発資金特別会計	0	0
一般会計等合計	247,243	21,445
標準財政規模	30,489,809	29,387,077

令和7（2025）年度の実質収支は、2億4千7百万円の黒字となり、単年度収支についても2億2千6百万円の黒字となっています。

2) 連結実質赤字比率

一般会計等及び国民健康保険事業特別会計等の特別会計の実質赤字額と水道事業会計等の公営企業会計における資金不足額の合計額の標準財政規模に対する比率

(単位：％)

R7 (2025)	R6 (2024)	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
—	—	16.78	30.00	早期健全化基準は 標準財政規模により 16.25%～20%

(単位:千円)

	実質収支額 または剰余額 R7 (2025)	実質収支額 または剰余額 R6 (2024)
一般会計等合計	247,243	21,445
国民健康保険事業特別会計	187,856	76,708
後期高齢者医療事業特別会計	112,910	112,919
介護保険事業特別会計	357,819	498,341
水道事業会計	2,694,391	2,586,736
公共下水道事業会計	1,043,045	802,851
連結実質赤字	(4,643,264)	(4,099,000)

※連結実質収支額黒字のため、() で表記しています。

令和7（2025）年度の全会計での実質収支合計額は、46億4千3百万円の黒字となっております。

3) 実質公債費比率

市の一般会計等が負担する市債（借金）等に加え、消防等の一部事務組合や広域連合会計も含めた元利償還金等の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

R7 (2025)	R6 (2024)	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
5.7	5.0	25.0	35.0	3年平均の数値

令和7（2025）年度は5.7%で、令和6（2024）年度に比べ0.7ポイントの増となりますが、早期健全化基準を下回る結果となっています。

これは、市税の増加等があったものの、公債費が増加したこと等によるものです。

4) 将来負担比率

市の一般会計等が将来負担すべき負債に加え、消防等の一部事務組合や広域連合会計も含めた負債総額の標準財政規模に対する比率

(単位：％)

R7 (2025)	R6 (2024)	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
48.3	25.1	350.0	基準なし	ストック指標

令和7（2025）年度は48.3％で、令和6（2024）年度に比べ23.2ポイントの増となりますが、早期健全化基準を下回る結果となっています。

これは、まちづくりへの投資に伴い地方債残高が増加したことや、公共下水道事業の資本費平準化債の算定方法変更に伴い、公営企業債等繰入見込額が増加したこと等によるものです。

2. 資金不足比率

本市においては、水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足額の事業の規模に対する比率

(単位：％)

	R7 (2025)	R6 (2024)	経営健全化 基準
水道事業	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	20.0

いずれの事業も資金不足額は生じておらず、資金不足比率は「—」となっています。

3. 早期健全化団体になると

財政健全化計画の策定(議会の議決要)及び外部監査の要求が義務付けられ、実施状況を毎年度議会に報告し公表することとなり、財政のいわば「不健全団体」と認識されます。

その場合、本市の自治体としての信用度が著しく低下することから、起債や一時借入金の利率が高くなるなど負担増になることは必至で、また、定住率の一層の低下が懸念され、その結果、より厳しい財政運営に陥るという悪循環になると考えられます。

また、早期健全化団体の場合、「自主的な改善努力の範囲」という位置づけではありますが、実質的に大阪府や国の指導・監督的な傾向が強くなり、住民サービスに関しても、住民自治と団体自治という地方自治の本旨に基づく裁量が大きく低下することになるものと考えられます。

4. 「財政健全化法」の概要

